

# 埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱

制定	平成27年	4月	9日	決裁
改正	平成30年	7月	25日	決裁
改正	令和2年	8月	31日	決裁
改正	令和3年	9月	7日	決裁
改正	令和5年	2月	24日	決裁

## (目的)

- 第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）内の私立専修学校及び各種学校（以下「私立専修学校等」という。）の設置者（以下「設置者」という。）が、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。以下「東日本大震災」という。）又は大規模災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、激甚災害（本激）に指定され、なおかつ甚大な被害をもたらした災害（地震は最大震度が7であるものに限る。））に起因する事情により、当該私立専修学校等に在学する幼児、児童又は生徒（以下「生徒」という。）の授業料、入学金又は施設設備費など実質的に授業料と同等と見なすことができる納付金（以下「授業料等」という。）の軽減事業を実施した場合に、当該設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、文部科学省が定める被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 学資負担者 県内の私立専修学校等に在学している生徒の授業料等を負担している者をいう。
  - (2) 生徒 県内の私立専修学校等に在学している生徒のことをいう。
  - (3) 原子力災害被災地域 東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故による被災地域をいう。

## (補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、設置者が実施する軽減事業のうち、東日本大震災（ただし、原子力災害被災地域において被災したものに限り）又は大規模災害に起因する家計急変等により授業料等の納入が困難となった生徒に対し、授業料等の減免措置を行う事業とする。
- 2 前項の事業のうち大規模災害に起因するものは、発災後の支援初年度から3年以内と

する。ただし、支援初年度の翌年度以降は、当該事業の対象経費が国の定める額以上となる場合に限る。

(対象となる課程)

第4条 補助の対象となる課程は以下のとおりとする。ただし、大規模災害に起因する事業について、支援初年度の翌年度以降は、原則として専門学校専門課程、小学校・中学校段階の各種学校に係る事業のみを対象とし、専修学校高等課程、高等学校等就学支援金の対象となる専修学校一般課程・各種学校については、支援初年度の翌年度において、所得証明書等に家計所得の状況が反映されず、就学支援金の私学加算の対象とならない生徒に係る事業に限るものとする。

- (1) 専修学校高等課程及び専門課程のうちアからエのすべての要件に該当するもの
    - ア 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
    - イ 修業年限が1年以上のもの
    - ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
    - エ 年収590万円未満の世帯
  - (2) 専修学校一般課程及び各種学校のうちアからエのすべての要件に該当するもの
    - ア 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
    - イ 修業年限(修業年限が1年以上の課程に他の修業年限1年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間)が2年以上のもの
    - ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
    - エ 年収590万円未満の世帯
- 2 大規模災害に起因する事業について、支援初年度の翌々年度は、前年度までに当該学校へ入学した者のみを対象とする。

(補助額)

第5条 補助の対象となる経費は、設置者が第3条の事業に要する経費とし、その額は次のとおりとする。補助額について10円未満の端数は切り捨てとする。

(1) 専修学校高等課程

設置者が生徒に行った授業料等減免額の10分の10に相当する額を補助する。ただし、各生徒に係る補助額は事業実施年度の前年度における私立高等学校の授業料等県平均単価(県平均単価が全国平均単価を上回る場合は全国平均単価)(以下「年度単価」という。)を上限とする。ただし、大規模災害に起因する事業における授業料の減免に係る経費は、年間396千円(中途退学した後、再び専修学校高等課程で学び直す者は、年間297千円)を上限とする。

(2) 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校

設置者が生徒に行った授業料等減免額の3分の2に相当する額を補助する。ただし、各種学校のうち幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に類する課程を設置する外国人学校の各生徒に係る補助額はそれぞれ事業実施年度の前年度における私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の授業料等県平均単価(県平均単価が全国平均単価を

上回る場合は全国平均単価)の3分の2に相当する額を上限とする。

- 2 当該事業の対象となる生徒が当該年度途中で退学や休学等により、授業料(その他納付金を含む。)の軽減を必要としなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、その生徒に係る補助額は、専修学校高等課程については次の第1号及び第2号を合算した額とする。専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については次の第1号及び第3号を合算した額とする。ただし、別に定める理由がある場合は、この限りではない。
  - (1) 当該生徒に対する入学金及び施設設備費等の軽減額
  - (2) 第1項第1号に定める補助額から前号の額を減じた額に、軽減の対象となる在籍した月数を乗じて得た額を12で除して得た額(10円未満の端数は切り捨て)
  - (3) 第1項第2号に定める補助額から第2項第1号の額を減じた額に、軽減の対象となる在籍した月数を乗じて得た額を12で除して得た額(10円未満の端数は切り捨て)
- 3 生徒が県及び県以外の地方公共団体で実施する授業料等軽減事業(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づく高等学校等就学支援金を含む。学資金の貸与事業は除く。)により補助を受けている場合は、設置者に納める授業料等の額と補助を受けている額の差額を限度として補助する。
- 4 設置者が実施する当該事業の他に、生徒が設置者に納める授業料等の減免(設置者から奨学資金が支給されることにより、生徒が設置者に納める授業料等の額が減少するものを含む。)を受けている場合は、当該減免を受けた結果、当該生徒が設置者に納める授業料等の額を限度として補助する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、様式第1号の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める申請期間内に知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 授業料等減免者一覧表(別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3又は別紙2-4)
- (3) 授業料軽減(減免)に関する規程(規程を定めている学校のみ)
- (4) 東日本大震災(ただし、原子力災害被災地域において被災したものに限り)又は大規模災害に起因する家計急変等により授業料等の納付が困難となったことを確認できる書類

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、補助金の交付を決定したときは、様式第2号の交付決定通知書により、設置者に通知するものとする。

- 2 設置者は知事から交付決定の通知を受理した後に、様式第7号の被災児童生徒授業料等軽減決定通知書を学資負担者に対して、通知しなければならない。
- 3 授業料等の軽減を実施した設置者は、授業料等を軽減したことを明らかにする書類として様式第8号被災児童生徒授業料等軽減確認書の提出を学資負担者に求め、適切に保管するものとする。

(状況報告及び変更承認の申請等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定を受けた設置者に対し、事業の遂行の状況について、書面で報告を求めることができる。

- 2 設置者は補助金の交付決定に係る事業を変更、中止又は廃止しようとするときは知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更等承認申請書を提出しなければならない。
- 4 知事は、第3項の変更等承認申請に基づき、変更を承認する場合は、様式第4号により設置者に通知するものとする。

(実績報告書の提出等)

第9条 設置者は補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第5号の実績報告書(別紙1を添付したもの)を、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかについて、書面により又は実地により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第6号の確定通知書により、設置者に対してその旨を通知するものとする。

(決定の取消)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた設置者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この事業の目的を達成することが困難であると認められるとき

(補助金の返還)

第12条 知事は、第10条の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその越える部分の補助金の返還を求めるものとする。

- 2 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 前条第2項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を当該補助金に加えた金額を納付させるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納

期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむをえない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項のやむをえない事情により延滞金を免除するためには、設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

る。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

ただし、第3条第2項ただし書については、大規模災害のうち平成31年4月1日以降に発生したものに限り適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金交付申請書

（文書番号）  
令和 年 月 日

（宛先）  
埼玉県知事

主たる事務所  
所在地  
学校設置者（学校法人）名  
代表者（理事長）名

下記により、令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 総括表

交付申請額 金 円

（内訳）

学校名及び課程名	授業料補助額	入学金補助額	その他納付金 補助額	合計
合計 校	円	円	円	円

2 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）授業料等減免者一覧表（別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3又は別紙2-4）
- （3）授業料軽減（減免）に関する規程（規程を定めている場合のみ）
- （4）東日本大震災（ただし、原子力災害被災地域において被災したものに限り）又は大規模災害に起因する家計急変等により授業料等の納付が困難となったことを確認できる書類

別紙 1

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業（計画書・実績書）

学校設置者名	
学 校 名	

補助費用	対象者数（人）	補助額（円）	備 考
授業料			
入学金			
その他納付金			
合 計			



令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業変更事業計画書

学校設置者名	
学 校 名	

補助費用	補助対象者数 (人)		補助額 (円)		備 考
		うち変更 対象者数(人)		うち変更 補助額(円)	
授業料					
入学金					
その他納付金					
合 計					

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金交付決定通知書

学 事 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第5条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円  
内訳

2 支払方法

3 交付の条件

- （1）当該交付決定のあった事業が、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめ知事の承認を受けてください。
  - ア 新規に授業料等の軽減を必要とする者が生じたとき。
  - イ 授業料等の軽減額の変更を必要とする者が生じたとき。
  - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則、埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱等に従ってください。
- （3）補助事業者は、個人情報保護に細心の注意を払うとともに、個人情報の適正な管理に努めてください。

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金変更等承認申請書

（ 文 書 番 号 ）  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所  
所在地  
学校設置者（学校法人）名  
代表者（理事長）名

令和 年 月 日付け学事第 号をもって交付決定のあった令和 年度  
埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金を下記のとおり変  
更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円  
既交付決定額 金 円  
変更増減額 金 円

内 訳	申請済みの 学校名及び課程名	変更交付 申請額	既交 付 決 定 額	変更増減額
合計	校	円	円	円

2 添付書類

- （1）変更（中止・廃止）理由書（様式任意）
- （2）変更事業計画書（別紙3）
- （3）授業料等減免者一覧表（別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3又は別紙2-4）
- （4）埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付決定  
通知書（写し）
- （5）変更前の交付申請書及び事業計画書の写し
- （6）東日本大震災（ただし、原子力災害被災地域において被災したものに限り）又  
は大規模災害に起因する家計急変等により授業料等の納付が困難となったこと  
を確認できる書類

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金変更交付決定通知書

学 事 第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け学事第 号で交付決定した令和 年度埼玉県私立  
専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金については、令和 年 月  
日付け変更承認申請に基づき、既交付決定額を下記のとおり変更し、交付します。

記

1 変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円

2 支払方法

3 交付の条件

- （1）当該交付決定のあった事業が、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめ知事の承認を受けてください。
  - 新規に授業料等の軽減を必要とする者が生じたとき。
  - 授業料等の軽減額の変更を必要とする者が生じたとき。
  - 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則、埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金交付要綱等に従ってください。
- （3）補助事業者は、個人情報の保護に細心の注意を払うとともに、個人情報の適正な管理に努めてください。

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金実績報告書

（文書番号）  
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

主たる事務所  
所在地  
学校設置者（学校法人）名  
代表者（理事長）名

令和 年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定を受けた令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業が完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の事業実績額 金 円

（内訳）

学校名及び課程名	授業料補助額	入学金補助額	その他納付金	合計
合計 校	円	円	円	円

- 4 補助事業の実施期間  
令和 年 月～令和 年 月

- 5 事業実績書（別紙1）

※ 補助事業の名称は、埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業と記載してください。

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒  
授業料等減免事業補助金の額の確定通知書

学校設置者

令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金の額を、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

記

交付決定額	円
確定額	円
返納額	円

# 被災児童生徒授業料等軽減決定通知書

令和 年 月 日

学資負担者

様

設置者名

学校名

代表者名

このたび、あなたは令和 年度埼玉県私立専修学校・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助金の交付対象者となったので、授業料等を下記のとおり軽減いたします。

## 記

1. 学科名・学年・生徒氏名

2. 軽減対象

令和 年度の  
授業料・入学金・その他納付金（該当するものに○）

3. 軽 減 額

円

被災児童生徒授業料等軽減確認書

令和 年 月 日

学校設置者

様

(学校名

)

学資負担者

住 所

氏 名

生 徒 名

科 学年 組

下記のとおり授業料等の軽減を受けたことを確認しました。

記

1 軽減対象 令和 年度の  
授業料・入学金・その他納付金（該当するものに○）

2 軽減額 円